

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 0 月 5 日

岡山県医師会
会 長 石 川 紘 様

中国四国厚生局岡山事務所
所 長 野 藤 哲 美

妥結率の報告について

医療保険行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 2 6 年 3 月 5 日付け保医発 0 3 0 5 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、妥結率の割合を毎年 1 0 月に地方厚生（支）局へ報告することとされています（許可病床数が 2 0 0 床以上の病院に限る。）。

つきましては、貴会の会員に対して、当該報告に係る周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（①）	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（②）	円
妥結率 $(②/①) \%$	%

[記載上の注意]

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。
- 3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

中国四国厚生局長 殿

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

印

電話番号 ()